

第3回八戸港復旧検討会 議事概要

日時：令和8年3月27日（金） 13：30～15：30

場所：青森県みなと分庁舎（八戸港管理所） 会議室（WEB会議併用）
（青森県八戸市大字河原木字北沼 1-131）

1. 主な議事

- 事務局（東北地方整備局及び青森県）より、空洞化調査結果の報告、コンテナヤードの被災状況報告及び復旧方針の提案、八戸港復旧方針案について説明した後、構成員による意見交換を行った。

2. 主な意見

（空洞化調査結果）

- 4号埠頭P岸壁の端部及び1号埠頭E岸壁先端護岸の背後において追加の空洞化調査を実施した結果、いずれの箇所においても空洞は確認されなかった。前面の堆積土砂は吸い出しが原因ではないことが検証された。
- E岸壁隅角部の陥没箇所については、ケーソン間の目地から背後土砂が流出したことが原因であり、応急復旧工事（鋼板による目地閉塞及びコンクリート打設）は完了している。本復旧工事においても当該応急復旧部分は存置し、ネットバッファによる吸い出し対策を追加する方針とする。

（八太郎地区2号ふ頭 コンテナヤード）

- 液状化判定は現行の港湾技術基準の手法を適用して実施した。ボーリング調査結果との比較により液状化による沈下が確認されたが、港湾施設の安定性を大きく損なうような甚大な被害は発生していない。
- 護岸のケーソンは海側への移動が確認されており、液状化土圧の作用が挙動に影響を及ぼした可能性が高い。護岸の安定性影響範囲に対し、薬液注入工法（浸透固化処理）による液状化対策を実施する。
- 液状化対策として固化改良を行う場合でも、吸い出し抑止を主目的とする場合は変形追随性のある工法（フィルター材・砕石等）を採用する必要がある、現行基準に基づき適切に区別して検討すること。
- 提案の液状化対策の設定範囲は護岸安定性への寄与が小さい可能性があるため、液状化対策ハンドブックに基づいた手法で改めて検討いただきたい。
- 拡張部と既設部の境界付近については大規模な液状化対策を行わず原形復旧とする方針であるが、次回地震時に同程度の段差が再発する可能性があるこ

とを踏まえ、ストラドルキャリアの通行を可能とする応急復旧手順について港湾運送事業者を含めた事前の合意形成を行うこと。

- 段差が発生した箇所について、今後同じ災害を受けて同じような荷役上の支障が出るということは繰り返すべきではないと考えている。港湾運送事業者から施設の利用の在り方や再開に向けて液状化対策をしておいてほしい箇所等の意向をしっかりと確認した上で、コストも考慮しながら今後の復旧方法の具体化を図っていただきたい。
- 将来的にコンテナターミナルのレイアウトを再考する場合は、今回段差が発生した拡張部・既設部の境界付近や護岸沿いの道路部分が段差の発生しやすい箇所であることを考慮すべきである。

(復旧工事工程・利用者との調整)

- 国(直轄)・青森県の工事工程について、両者が連携し荷役を継続しながら施工を進めるため、港湾利用者との詳細な工程調整を行うこと。

(復旧方針・その他全般)

- コンテナターミナル以外の被災箇所の本格復旧は原形復旧とし、令和8年度秋頃の復旧完了を目指す。
- コンテナヤード(拡張部)の本格復旧は、令和9年度までの復旧完了を目指す。
- 復旧工事にあたっては、船舶の利用及び荷役作業が阻害されないよう最大限配慮し、港湾利用者と工程・施工方法を十分調整しながら進めること。
- 本日の検討会をもって復旧検討会は終了とし、今回の議論を踏まえた復旧方針を取りまとめの上、公表する予定。

以上